

第Ⅱ章 事例集

不適切な保育の未然防止及び発生時の対応について、いくつかの自治体の事例を、以下のとおり紹介する。

事例 1. 不適切保育予防と発生時の対応

—基本的な保育に対する認識の共有と、園全体の改善—

(神奈川県 横浜市)

事例 2. 「保育所における人権擁護等に関するチェックリスト」の整備と

地域の保育事業者への支援体制

(宮城県 仙台市)

事例 3. 「保育の質ガイドブック」を活用した質の高い保育の維持と支援体制

(神奈川県 川崎市)

事例 4. 「西東京市保育の質のガイドライン」整備と基幹型保育園の設置

(東京都 西東京市)

事例 5. 「保育の質ガイドライン」の整備と

保育の質の向上を推進するための取り組み

(東京都 八王子市)

事例 1.不適切保育予防と発生時の対応

—基本的な保育に対する認識の共有と、

園全体の改善—

神奈川県 横浜市

人口規模：3,757,630人：（推計人口、2020年9月1日）

1. 不適切な保育についての認識の共有

1.1. 不適切な保育についての考え方（「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」）

横浜市では、保育所保育指針の改定を踏まえ、横浜市が保育において重点的に取り組む事から整理し、「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を令和2年3月に策定した。

「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」は、《共有したい子どもの姿・方向性》と、二つの宣言（《宣言1》安心できる環境をつくり、一人ひとりを大切に保育します、《宣言2》子どもの育ちと学びを支える主体的な遊びを大切にします）、そして《幼保小の連携》からなる。「安心できる環境をつくり、一人ひとりを大切に保育します」と示していることから、“こどもが安心できる環境を脅かす行為全般”を不適切保育と位置づけている。“こどもが安心できる環境を脅かす行為全般”には、身体的苦痛を伴う行為だけでなく、精神的苦痛を伴う行為も含まれており、そうした行為全般に対して、予防及び指導を行っている。

「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」より

《宣言1》安心できる環境をつくり、一人ひとりを大切に保育します

子どもたちの命を守るとともに、一人ひとりの個性や発達に合わせた環境の中で、自分を「かけがえのない存在」だと感じて日々を過ごすことができるように関わりま

す。

（1）安心感・信頼感を大切に、子どもを守ります。

- 乳幼児期に温かく受容的・応答的に関わることで、子どもが安心できる場や信頼できる関係を作ります。
- うまくいかなかったり、不安になったりした時に、気持ちを受け止め、安心して戻れる場や関係を作ります。

（2）子ども一人ひとりを受け止めます。（子どもたちが自己肯定感をもって、様々なことに挑戦できるようにします。）

- 子どもは一人ひとり違います。子どもが安心して自分らしさを出せるように、目の前の子どもを理解し、それぞれの子どものありのままの姿を大切にし、受け止めます。
 - それぞれの子どもがやりたいことを見つけたり、じっくり取り組んだりできる環境をつくります。
- (3) 子どもが様々な人と関わることを大切にします。(色々な人と関わり、多様性に気付けるようにします。)
- お互いに思いを伝え合い、時にはぶつかり、折り合いを付けながら、協力することの楽しさや、他者を信頼する気持ちが育つようにします。
 - 自分ではできないようなことに憧れを感じ、様々な体験が広がるように、多様な人と一緒に活動することができる環境をつくります。

『よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～』ブックレット：
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shitukoujou/sengen-ikenbosyuu.files/0007_20210308.pdf

1.2. 不適切な保育についての考え方を保育現場と共有するための取り組み

「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」をまとめたハンドブックに加え、不適切な保育に関わる保育士の行動指針をより具体的に示した「よりよい保育のためのチェックリスト～人権擁護のために～」を作成し、保育現場に配布して、市として目指す保育理念や行動指針を保育現場に広く共有している。

「よりよい保育のためのチェックリスト～人権擁護のために～」：
https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/shisetsu-oshirase.files/0122_20200309.pdf

➤ チェックリスト作成にあたり

作成にあたっては、全国保育士会が作成した「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～」を参考とした。

子どもへの肯定的な関わり方についても事例として示しており、子どもとのより良い関わり方を確認し、現場の“気づき”となるような作りを意識している。

➤ **チェックリストの活用方法**

既に現場への配布を開始し、地区ごとの園長会などで活用され始めている。

園内研修等で活用してもらい、現場の保育士同士がなかなか指摘しにくい行為についても「市がチェックリストとしてこのように示しているから」という形で声かけのきっかけとしてもらうのも一つの方法だと考えている。

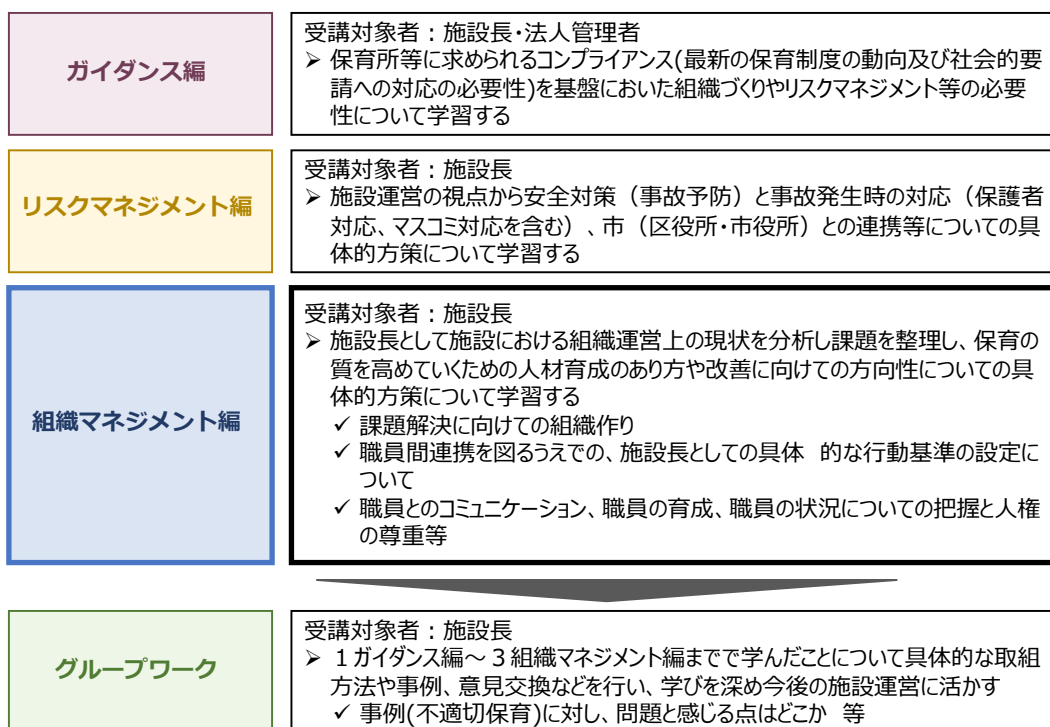
2. 不適切な保育を生じない職場環境の整備

➤ **施設長の能力向上（組織マネジメント講習等）**

不適切保育の予防の観点からは、保育士の保育能力の向上のみならず、施設長の組織マネジメント能力の向上も重要だと考え、保育士への研修に加えて、保育・教育施設長向けの組織マネジメント等の講習を行っている。

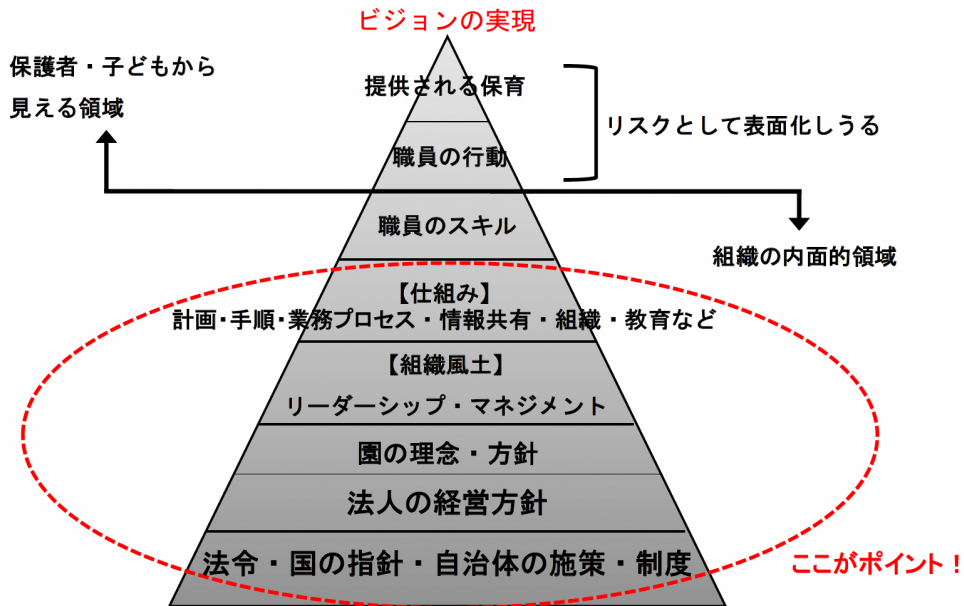
講習は、組織マネジメント編だけでなく、ガイダンス編、リスクマネジメント編、それらを踏まえたグループワークからなる（図6）。

図6.横浜市が実施する保育・教育施設長向けの組織マネジメント等講習



参考資料.組織マネジメントの構造（冰山モデル）
 （出典：浅野 睦 株式会社フォーサイトコンサルティング
 「令和二年度 組織マネジメント等講習（ガイダンス 編）」）

組織マネジメントの構造(冰山モデル)

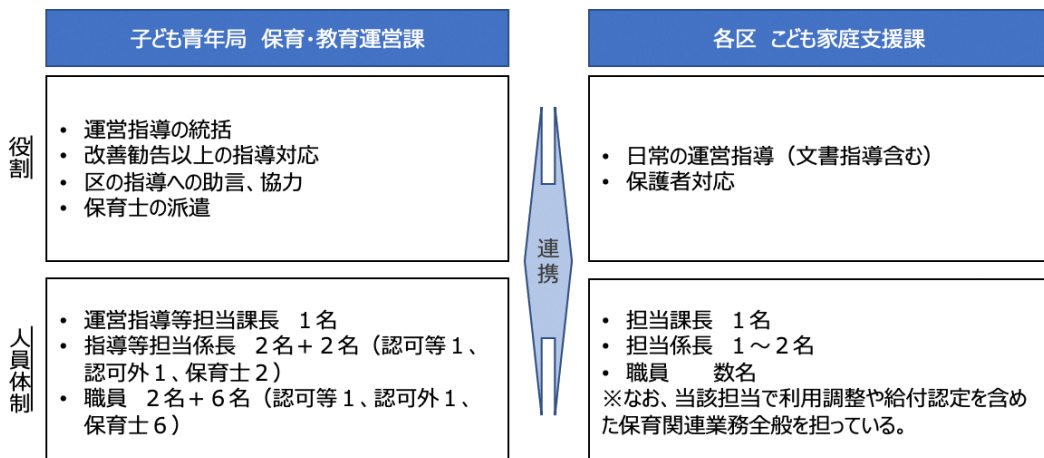


3. 不適切な保育が疑われる事案への対応

3.1. 横浜市における、不適切保育への対応体制

政令市である横浜市において、不適切保育が疑われる場合への対応は、保育所の運営指導を担う各区のこども家庭支援課が窓口となる。しかし、不適切保育が疑われる場合への対応は件数も限られているため、対応の経験を重ねている市のこども青年局と連携を取りつつ対応する体制となっている。（図7）

図7. 横浜市の保育所への運営指導体制



3.2. 不適切な保育が疑われる場合の対応プロセス

➤ 通報、事実確認、指導、改善・確認までのプロセス

横浜市では、不適切保育の通報から事実確認、指導、改善・確認までの対応の流れや手順を策定しており、聞き取りの方法や匿名性保持に関する研修、事実確認や指導の方法などを具体的に取りまとめている（図8）。

図8. 横浜市における不適切保育の通報から事実確認、指導、改善・確認までの流れ

	手順等	気をつけていること
通報	<ul style="list-style-type: none"> 通報者からの通報 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な情報を的確に聴取 立入調査の同意を取り付ける
事実確認 (立入調査)	<ul style="list-style-type: none"> 監査等の資料を収集し、園に確認 案件によっては、個別ヒアリングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な情報を的確に聴取 立入調査の同意を取り付ける
指導	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリング後、施設長にフィードバック 必要に応じて文書等で指導 	<ul style="list-style-type: none"> 何か問題だったかの理解を求める 改善できる指導の相手の見極め
改善・確認	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に改善計画の立案を求める 必要に応じて改善したかを確認 	<ul style="list-style-type: none"> 改善方法は事業者に検討を求める 個人の問題だけに終わらせない

➤ 各プロセスにおいて配慮している点

事実確認における配慮：

- 不適切保育への対応は、園によりよい職場環境を整備してもらうことが目的であり、（不適切保育の）個別の事象だけを正すのではなく、その根本的な要因を分析し理解した上でその環境を改善するための方法を探ることが重要である。そのため、事実確認の際には、施設長に話を聞くことを重視し、事前に通告しての立ち入り調査としており、また、事務方だけでなく保育士（公立園の園長経験者など）が必ず立ち合い、周辺状況も含めた現場の理解に努めるとともに、話しやすい環境をつくることに努めている。
- 状況により、施設長だけでなく、現場の保育士にも聞き取りを行うため、事前通告には、調査によって必要な保育体制に影響を与えない配慮の意味合いもある。

指導における配慮：

- 施設長への指導を基本とするが、子どもへの厳しい声かけなどが対象となる場合、園全体で常態化しているケースもあり、そうした場合には、施設長も行為の問題点を認識していないなど、改善が難しい場合もある。状況に応じて、法人本部に対して指導を行うこともある。
- 指導の方法は、身体的苦痛を伴う行為に対しては文書指導、精神的苦痛を伴う行為には口頭指導となることが多い。指導の根拠は、保育所保育指針であり、指導監査権限に基づいている。

改善・確認における配慮：

- 不適切な保育を保育士の個人的問題としてだけ捉えるのではなく、環境をいかに改善するかといった観点から、改善計画は事業者（施設長または法人本部）が立案し、文書で提出する形としている。

不適切な保育への対応全般における課題及び配慮：

- 不適切保育への対応においては、当事者である保育士を（一時的にはあきらめよ）保育には入らないようにすることによる人手不足など、保育体制の維持の観点からの課題も伴う。どうすれば施設への負担を最小限とし、保育に影響を及ぼすことなく改善につなげられるかといった視点も、行政として求められる。例えば、施設長が課題を十分に把握・理解しているのであれば、現場の負担軽減の観点から、保育士への個別ヒアリングは行わないこともある。

セルフチェックリスト

自分の保育の中で下記のようなかわりがないか、確認してみましょう。

	良くないと考えられるかわり	チェック欄	より良いかわりへのポイント
子ども一人ひとりの人格を尊重しないかわり	苦手なことを渋っている子に「早くやっつて。できないなら後ろに行つて。」と言ったり、他者と比較したりなど、否定的な言葉がけをする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	保育者が子どもの頑張ろうという気持ちを置き去りにした発言をすると、子どもは自分を否定されていると感じます。自己肯定感を育む言葉がけをしましょう。
物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ	寝ずに話をしている子どもに、対して、外で寝るように言ったり、布団を友だちの布団と離して敷いたりする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	午睡中に話をすることが他の子どもに迷惑であること、身体を休めることの大切さを伝え、子どもが納得して行動できるように言葉がけをしましょう。
罰を与える・乱暴なかかわり	子どもの人数チェックをする際、子どもの頭を手ではたくようにして人数を数える。 子どもを注意する際に、「だめよ!」と言って子どもの手を叩く。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもによっては、頭を叩かれたと感じることもあります。人数を見ながら、丁寧にかわりましょう。
一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかわり	登園が遅い、服が汚れている、提出物の遅れなどの際に、子どもに「また〇〇君のお母さん忘れたの。いつも忘れて困るね。」や「昨日お風呂に入れてもらわなかったの。」など否定的な言葉がけをする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	叩くという行為は虐待です。また、保育者の「叩く」という行動を子どもが真似てしまうこともあります。暴力的な行動によって指示に従わせることはやめましょう。
差別的なかかわり	クラス全員で帰りの支度をしている時に、なかなかできない子どもに、「〇〇ちゃんはやっつて早くできないのね、だめな子になっちゃうよ!」と言う。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもや家庭の置かれている現状はさまざまです。保護者を否定されることで、子どもは自身の存在も否定されている気持ちになります。保護者を否定するようなことは、子どもに対して伝えないようにしましょう。

※本冊子は全国保育士会が作成した「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～」を一部抜粋しつつ、保育の中で起こりうる事例を盛り込んで作成しています。チェックリストは全国保育士会のHPに全文が記載されています。下記URLからぜひダウンロードして、園内の研修などに利用してください。

全国保育士会URL: <https://www.z-hoikushikai.com/>
(チェックリストは、全国保育士会HP内「パンフレット・報告書・チラシ」ページに掲載されています。)

よりよい保育のための チェックリスト ～人権擁護のために～



「目標を達成するには、これをやってももらわないといけない!」

「今これをやってももらわないと困る!」といった思いから、

保育者主体の保育になることはありませんか?

子どもに対する熱い想い、日々の忙しさなど、保育者主体になってしまう背景は

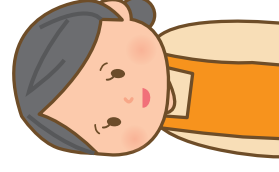
様々かもしれませんが、保育の主体は子どもです。

「これをやりたくなるようにするにはどうすればいいか」というように、

常に「子どもの目線」を考えて保育を行いましょう。

保育の専門職である保育士・保育教諭の皆さまが、保育を行う上で重要な「子どもを尊重する」ことや「子どもの人権擁護」についてあらためて意識を高め、自らの保育を振り返っていただくことを目的にこのチェックリストを作成しました。

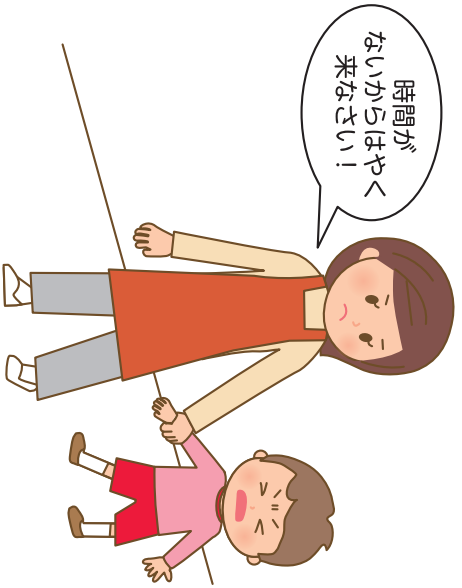
また、自らが意識せずに「子どもを置き去りにした保育」や「保育者の都合で進める保育」を行っていないかの自己点検や、園内のミーティング・研修の場などで活用し、さらなる保育の質の向上を目指しましょう。



保育士として歩み始めた人はもちろん、保育士として経験豊かな人も、一度基本を見直す材料としてこのチェックリストを活用してみましょう。

子どもの動きを促すとき・止める時のポイント

× 子どもの腕や、手首をつかんで、引っぱったりしていませんか？



○ **ポイント**

子どもの動きを無理に止めたり、動かしたりするために腕を引っ張って止めることは、脱臼等の怪我をする恐れがある、不適切な保育です。子どもの意思で活動を行うことが大切です。

例えば

- ・走り回っている子に対しては「こっちであそぼう」と誘ったり、「走るときはこまめに止まようね」とルールを示してあげましょう。
- ・散歩に行きたがらない子には「公園に行ったら〇〇遊びができるよ」等と見通しを伝えましょう。

また、友だちをたたいってしまった子に対して、痛みを教えるためにたたくことも、不適切な保育です。子ども同士のトラブルの際は、双方の気持ちに寄り添いしっかりと声を聞き、仲立ちをしましょう。

言葉かけのポイント

× 子どもたちに対して「片づけなさい」や「何回いったらわかるの」など、強い口調や命令口調を使っていますか？

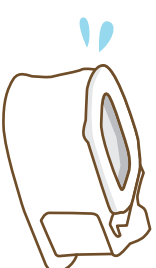


○ **ポイント**

怖がらせることを聞かせようとしていたり、保育者の思いどおりに動かそうとするのではなく、どうしたらいいのか、子どもと一緒に考えてみましょう。例えば、お片付けなどは「お人形は、お人形のおうちに連れて行こうね」などと片づける場所をわかりやすく伝えたり、一緒に片付けたりしましょう。声量も、必要以上に大きな声にならないか、改めて振り返ってみましょう。

排泄について

× あとで漏らしてしまったら大変なので、「出ない」と言っているのに無理に便器に座らせていませんか？



○ **ポイント**

排泄は個人差があり、無理強いには子どもに苦痛を感じさせ、トイレ嫌いになってしまうこともあります。自分で尿意を伝えられるようになった子であればその子の主張を尊重しましょう。漏らしてしまったとしても「だから言ったでしょ」などと叱らずさりげなく、人目につかないところで対応しましょう。

食事についてのポイント

○ **ポイント**

一人ひとりの心身の状態を把握しながら、子どもと一緒に食べられる量を確認していきましょう。また、好き嫌いをなくしたいと、無理やり食べさせたり、「〇〇を食べないと、デザート抜きだ」と罰則を設けてはいませんか？まずはその子のペースを理解し、援助したり、言葉かけをして食べる意欲を引き出ししていきたいでしょう。

× 「こぼしてしまおうから」「食べる量が少ないから」という理由で、配膳時に勝手に食事を出す順番や量を決めていませんか？



保護者に対する「困ったなあ」について

× 「〇〇ちゃんのお母さんはいつもお迎えが遅くて困るよね」「△△ちゃんは洋服がちゃんと用意されていないね」など、子どもの前で保護者への「困ったなあ」を言っていますか？



○ **ポイント**

どんなに小さい子でも、保護者のことを悪く言われていることは感じます。保護者を否定されることで、子どもが自分の存在も否定される気持ちになります。子どもの前では、決して保護者のことを悪く言わないようにしましょう。また、職員間の様子も、子どもたちはよく見ています。たとえば職員間で注意し合う時も、子どもの前ではやめましょう。言葉づかいや声量などが大きすぎないか改めて気を付けましょう。

子どもへの差別的な扱いについて

× 特定の子どもばかりに声をかけていませんか？あるいはそういう同僚を見かけませんか？



○ **ポイント**

特定の子どもばかりに、極端に声をかけたり、関わったりすることは、差別的なかわりです。「あの人はあの子だけ妙に可愛がっている」などと気になる場合は、チームとして、子どもにも不利益な保育がなされないよう、気になったことはお互いに声をかけあったり、周りの仲間に相談してみましょう。

施設で掲げる目標達成について

子どもの健やかな発達を促すために、「卒園するまでに〇〇できるように」といった目標を掲げるのはもちろん大切なことです。しかし、それを達成するために、子どもの個々の発達状況や意思を確認しないまま、無理を強いてはいませんか？ 体への接触の仕方や、声かけの音量・言葉づかい、本人の人権への配慮、差別的に扱っていないか、改めて確認してみましょう。

また、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領の解説においても、保育の計画やカリキュラムは子どもの発達や生活の状況に応じて、柔軟な保育・教育を行うことと示されています。みなさまの施設の計画・カリキュラムはいかがでしょうか？



事例 2. 「保育所における人権擁護等に関する チェックリスト」の整備と 地域の保育事業者への支援体制

宮城県 仙台市

人口規模：1,092,478人（推計人口、2021年1月1日）

1. 不適切な保育についての考え方の整理

1.1. 「仙台市の保育」の策定

仙台市では、保育所保育指針に基づき日々の保育における子どもの最善の利益に資する保育の実施に向けた基本的な考え方を「仙台市の保育」（仙台市のHPに掲載）としてまとめ、仙台市で保育に携わる関係者に広く共有されている。

「仙台市の保育」：

http://www.city.sendai.jp/une/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/hoikujo/hoikujo/documents/sendainohoiku_h3103.pdf

特に、保育の基本として、「一人一人の子どもの最善の利益」の実現を目指し、“豊かな愛情”、“子どもの発達”、“保育士等の専門性”の3つの視点を掲げている。

保育の基本（「仙台市の保育」より）

子どもは、この世にたった一人のかけがえのない存在として周りの大人から尊重され愛され、幸せに生きる権利があります。保育士等は、保育という仕事に誇りと責任をもって一人一人の子どもの最善の利益を第一に考え、子どものすこやかな育ちと保護者の子育てを支えていくことが大切です。

◇ 豊かな愛情

一人一人の子どもは、大人によって命を守られ、愛され、信頼されることによって情緒が安定し、人への信頼感が育ちます。そして自分も相手の気持ちが分かり、思いやりや豊かな感性が培われていきます。

また、子どもはその存在を認められ、心身共に安定した状態であることができる環境と愛情豊かな大人との関わりの中で、自己を十分に発揮でき、自主性、自発性が育まれ言葉や思考力、自己統制力を身に付けていくことができます。

◇ 子どもの発達

子どもは、生まれながらにして育つ力を秘め、様々な環境との相互作用により発達していきます。

また、子どもの心と身体の発達には個人差が見られるものの、発達の道筋やその順序性に従って発達します。そこで、一人一人の個性と発達過程を踏まえた上で、それぞれに応じた適切な働きかけや援助を行うことが、一人一人の可能性や能力を尊重するとともに、子どもの発達を保障することになります。

◇ 保育士等の専門性

保育士等はすべての子どもが楽しく充実した毎日を過ごすために、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断を備え、豊かな感性と愛情をもって、一人一人の子どもの発達状況と子どもの特性に応じた適切な保育を行うことが大切です。また、社会の変化や価値観の多様化など に対して、柔軟に対応することも重要です。

さらに、保護者に対する子育て支援という保育所の役割を担う保育士等は、常に子どもに学び、保護者に学ぶ姿勢をもちながら、自己研鑽に励み、常に自らの人間性と専門性の向上に努めていくことが求められます。

1.2. 不適切な保育についての考え方を保育現場と共有するための取り組み

➤ 「保育所における人権擁護等に関するチェックリスト」の策定

仙台市においては、適切な保育の確保がなされているかについて、毎年の指導監査において確認を行っている。

加えて、日々の保育が十分に「子どもの人権に配慮した」ものとなっているか、振り返りの一つの手立てとして「保育所における人権擁護等に関するチェックリスト」を作成し、保育現場での研修等に役立ててもらっている。

公立保育所においては、年に3度ほどチェックリストによる振り返りが行われており、それ以外の保育所においても、活用が進んでいる。

「保育所における人権擁護等に関するチェックリスト」（一部抜粋）

項目	No.	内 容	頻 度	理 由（ワンポイントアドバイス）
着替え・排泄・午睡	1	排泄時に「行きたくない」「出ない」という子どもも、一斉にトイレに行かせていませんか。	0・1・2・3	精神的苦痛 保育士の都合で行かせていませんか。皆が同じタイミングで排泄するとは思えません。一人一人の排泄のタイミングを把握しましょう。
	2	「トイレに行きたい」という子どもに、「今はその時間ではありません」と言う事はありませんか。	0・1・2・3	健康に生きる権利 生理現象は基本我慢できないものです。年齢によっては、見通しを持ってトイレに行く事ができるように知らせましょう。
	3	オムツ交換の時に、お尻を出したまま子どもにオムツを取りに行かせていませんか。	0・1・2・3	プライバシーの保護 お尻を出したまま歩き回らない事を知らせていきましょう。
	4	排便した子どもに対して感情的に「臭い」等と言いながら、オムツ交換や汚れ物の始末をしたりしていませんか。	0・1・2・3	人格を辱める行為 排便は悪い事と感じさせるような言葉がけは慎みましょう。「すっきりしたね」等と、子どもの気持ちに寄り添った言葉掛けをしましょう。
	5	汚れているオマルに座らせたり、トイレの汚れをそのままにして使用させていませんか。	0・1・2・3	健康に生きる権利・精神的苦痛 トイレの衛生に気を付け、気持ち良く使えるようにしましょう。

➤ チェックリスト作成にあたっての工夫

公立保育所の所長、主任保育士、所長経験のある市職員が中心となり、施設巡回の機会に気づいた状況や現場の意見等も参考にしつつ、作成を進めた。

チェックリストは、いくつかの保育の場面ごとに、不適切だと考えられる行為とその理由、ワンポイントアドバイスがまとめられており、チェックをすることで“きづき”につなげ、どうすればよかったのかの話し合いを持ちながら職員間の共通理解や研鑽を深めるきっかけとなる作りを意識している。

チェックリストにおける保育の場面：

- ✓ 食事
- ✓ 着替え・排泄・午睡
- ✓ クラス活動・その他

また、施設ごとに職場環境や、配慮すべき事項も異なる可能性があるため、チェックリスト項目は施設が追加することも可能な作りとし、より身近な視点からの振り返りを行えるようにしている。

1.3. 保育所における児童虐待対応の手引き

「仙台市の保育」や「保育所における人権擁護等に関するチェックリスト」のほか、特に、虐待に関しては、「保育所における児童虐待対応の手引き」を整備し（平成30年3月）、虐待行為の分類の整理（身体的虐待、性的虐待、保護の怠慢・拒否、心理的虐待）や、発見時の対応プロセス等をまとめている。主には、家庭における虐待の予防及び早期対応を目的としたものであるが、職員による児童虐待も明確に禁止されている。

1.4. 施設長や職員に対する研修等

➤ 新設保育施設向け研修（施設長等）

新設保育施設向けの研修においては、子どもの最善の利益を考慮することを最も重要な事項と位置づけ、具体的な事例を示しつつ説明を行なっている。

また、施設内で「保育所における児童虐待対応の手引き」や「保育所における人権擁護等に関するチェックリスト」をどのように活用していくことが望ましいかについても説明し、協力を求めている。

➤ 職員向け研修

基本的には、職員向けの研修は各施設に任せているが、必要に応じて、仙台市主催の研修や仙台市保育所連合会（公立・私立園加入）主催の研修において、専門家を招聘し、人権擁護に関するテーマで講話などを開催することもある。

2. 仙台市における、地域の保育事業者への支援体制

2.1. 地域拠点保育所の設置

仙台市では、平成26年度に22箇所の公立保育所を「地域拠点保育所」として位置づけ、その機能強化を図る方針を示した。地域拠点保育所において備えるべき機能は図9のとおりである。また、地域拠点保育所22箇所のうち6箇所には、下記の機能1～3をそれぞれ担う主任保育士が置かれている。

図9. 地域拠点保育所が備えるべき4つの機能

機能1	保育所の基本機能	保育を必要とする乳幼児の保育とその保護者に対する支援
機能2	地域の保護者等への支援機能	子育て家庭の実情やニーズに積極的に応えるための支援
機能3	地域の保育事業者等への支援機能	保育の質を確保し、サービスを等しく提供できるようにするための支援
機能4	公共施設としての機能	公共施設として公立保育所が果たすべき支援機能

2.2. コンサポ^{*}専門員の配置

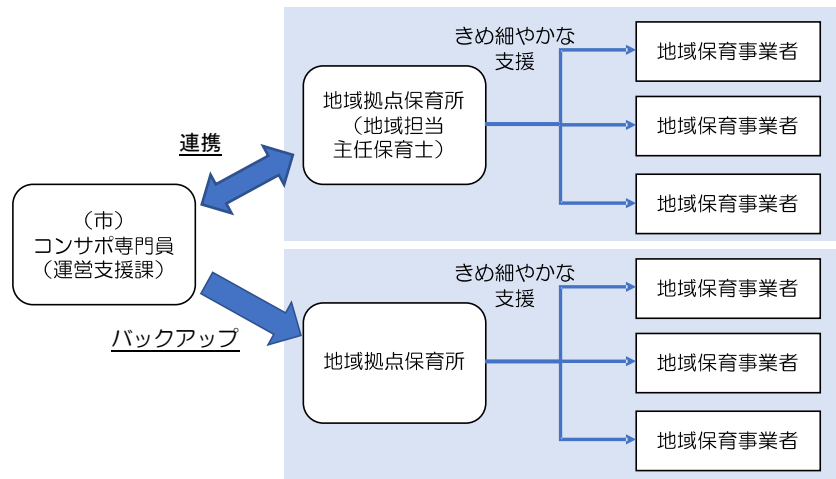
また、仙台市では、公立保育所長を経験した再任用職員（コンサポ専門員）を運営支援課に配置し、地域の小規模保育施設等への巡回・電話相談、OJT の受入れ等を中心とした支援も行っている。

※「コンサポ」とは、コンサルタント（相談）&サポート（支援）を意味する造語である。

2.3. 地域拠点保育所及びコンサポ専門員による、地域保育事業者への支援体制

「地域拠点保育所」の地域担当主任保育士（主に機能3を担う）、及びコンサポ専門員は、互いに連携しつつ、地域の小規模保育施設等への巡回・電話相談、OJT の受入れ等を中心とした支援を行っている。（図 10）

図 10.地域の保健事業者を支援する体制



* 地域担当主任保育士が配置されていない地域拠点保育所においては、コンサポ専門員が直接地域保育事業者の支援に当たっている。

事例 3. 「保育の質ガイドブック」を活用した 質の高い保育の維持と支援体制

神奈川県 川崎市

人口規模： 1,539,522 人（推計人口、2020 年 9 月 1 日）

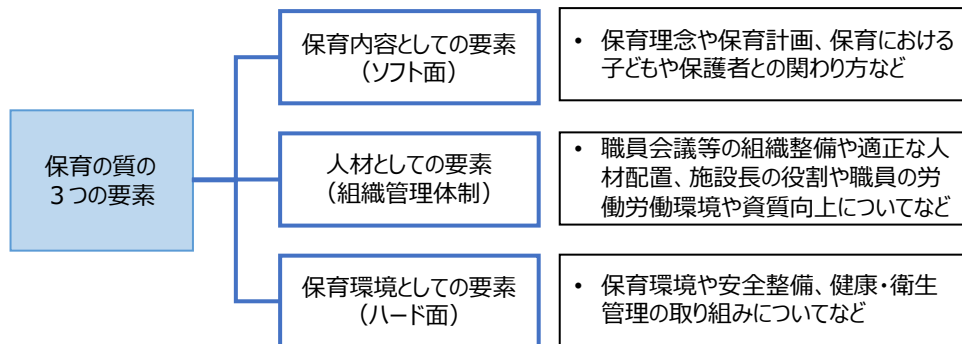
1. 保育の質を向上するための意識の共有

1.1. 「保育の質ガイドブック」

川崎市では、子どもの最善の利益の観点から、保育者として子どもに向き合う際の視点を共通の尺度として文言化しまとめた、川崎市「保育の質ガイドブック」を 2017 年 3 月に策定し、保育に携わる関係者が共有している。

「保育の質ガイドブック」は、子どもや保護者との関わり方など、保育現場での対応に関する事からだけでなく、組織として保育の質を向上するための環境をどのように整備していくかという施設マネジメントに関する内容についてもカバーしている。保育の質を構成する 3 つの要素として、「保育内容としての要素（ソフト面）」「人材としての要素（組織管理体制）」「保育環境としての要素（ハード面）」を、「保育所保育指針」を基に 25 の視点に整理し、それぞれの「あるべき姿（考え方）」を示している。（図 11）

図 11.川崎市における、保育の質の 3 つの要素



また、各視点の「あるべき姿（考え方）」について、それを実現するために取り組むべき内容や大切にしたいことを 3 つのステップで段階的に「着眼点」として整理している。

「保育の質ガイドブック」(1) 保育内容としての要素(一部抜粋)

視点	あるべき姿(考え方)	着眼点	国及び川崎市関係法令、条例・マニュアル等
④子どもの権利の保障	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの権利を認め、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などその権利を総合的に、かつ、現実に保障されなければならないことを職員間で共有し、保護者にも伝えている。 ○ 虐待など不適切な養育が疑われる場合に備えて、専門的機関と連携体制を整えている。 ○ 虐待の未然防止及び早期発見に向け、専門的な知識及び技術の習得に関する研修等の機会を設け、資質の向上に努めている。 	<p>人権保障</p> <p>step1: 職員は子どもの気持ちに配慮した言動をとり、人格を尊重した保育を行っている。</p> <p>step2: 研修や会議などで人権について考える機会をもち、文化や宗教の違いを理解し配慮している。</p> <p>step3: 園児や保護者に向けて集会や懇談会、お便りなどで人権を大切にすることを育てる取組を行っている。</p> <p>虐待防止</p> <p>step1: 不適切な養育や虐待等の疑いのある子どもや気になる子どもを発見したときは速やかに関係機関に繋げている。</p> <p>step2: 子どもの最善の利益を重視して他機関と連携しながら職員全体で情報共有を図り、家族を援助している。</p> <p>step3: 保育の知識や技術に加えてソーシャルワークやカウンセリングなどの研修に参加し傾聴・相談のスキルを向上させると共に、保護者に対して個別支援を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童憲章 ・ 児童虐待防止に関する法律 ・ 川崎市子どもの権利に関する条例 ・ 川崎市子どもを虐待から守る条例 ・ 川崎市多文化共生社会推進指針 ・ 川崎市児童虐待対応ハンドブック

川崎市「保育の質ガイドブック」:

<https://www.city.kawasaki.jp/450/cmsfiles/contents/0000050/50742/hoikunoshitu.pdf>

➤ **保育の質ガイドブック作成の経緯**

子ども・子育て支援新制度(平成27年4月)の開始にあたり、川崎市においても受け入れ児童数を拡大する必要があったが、拡大と並行して、質の高い保育を確保していくために、何らかの明確な共通尺度を整備する必要性が議論された。

市内の全ての保育所にとってわかりやすくかつ汎用性のある内容を目指し、作成にあたっては、市の保育担当部(局)に加え、施設長や保育士など多様なメンバーが参加するプロジェクトを立ち上げ、様々な視点からの検討を行った。

2017年3月の策定時には、市の職員が全ての保育所を訪問し、ガイドブックの考え方や想定する活用方法などについて丁寧な説明を行い、現場の理解を求めた。

➤ **「保育の質ガイドブック」事例集**

平成30年3月には、保育の質ガイドブックに示された保育について、現場保育士の理解をより深めることを目的として、事例集を作成した。保育士が身近に感じられる場面を拾い、写真を多く掲載するなど、保育士同士の会話や議論につながりやすい事例集を心がけた。

⑤ わかってもらえた！ 1歳児



保育の場面

新入児のAくんは、初めての保育園生活でお母さんと離れることに不安がいっぱい、登園して保護者と離れると、ドアを叩きし泣き始めます。なかなか泣き止まないAくんを抱っこしたり、おんぶしたりして「ママがらいよね」「ママに会いたいね」と話しかけてあやす日が続いていました。

保育者の関わり

Aくんは毎日のように保育者がおんぶや抱っこをすることで心地よさを感じ、おんぶされると安心して泣き止むようになりました。そして、徐々に周りの様子に興味を持ち「あっ！」と友だちや遊具を指さすようになりました。Aくんは、眠くなったりお母さんが悲しくなると「んぶ（おんぶして）！」とおんぶ絡の入っているカバンを指さします。Aくんの「おんぶしてほしい」気持ちを保育者が汲み取って繰り返し関わることで、気持ちが満足して少しずつ遊び出せるようになりました。また、Aくんのリズムに合わせて睡眠がとれるようにすることで、徐々に生活リズムが整うようになっていきました。1歳児クラスは月齢差、個人差が大きいので、一人ひとりの生活リズムやありのままの姿を受け止めながら、子どもの発達過程を理解し保育を進めます。

教育的ポイント

一人ひとりの子どもの姿を受け入れ、共感することで信頼関係が築かれ、安心して過ごせるようになります。また、特定の保育者との信頼関係を通じて、人と関わる力の基礎が身に付いていきます。保育者がゆったりと落ち着いて関わる中で、子どもの気持ちを受け止め、代弁することで言葉を知り、自分の気持ちを伝えようとする意欲につながります。

○ 保育の質ガイドブック
P4～5 養護と関わりの一環における子どもの発達援助
(3つの養育一環 観念点)
P16 養護・情緒の安定
教育・人間関係
教育・健康
P17 教育・言葉

○ 主な研修メニュー
・川崎市立保育園保育者研修
第2章 子ども発達
第3章 保育の目的

1.2. 「保育の質ガイドブック」及び事例集の活用

その後についても新園には同様に保育所を訪問し、ガイドブックの考え方や想定する活用方法などについて丁寧な説明を行い配布を継続している。また、研修や各園での保育の振り返りなど様々な工夫をしながら積極的に活用しており、活用方法、状況などを共有し、保育について語り合いができるきっかけ作りに活かしている。

➤ 研修等のテーマとしての活用

市が実施している様々な研修においても、保育の質ガイドブックに示された内容を、保育の質を向上するための研修のテーマとして取り扱っている。

また、各保育所で行う研修や公開保育、事例検討などでも、保育の質ガイドブックに示された内容を基にした学び合いを行っている。。

➤ 保育の自己評価

「保育の質ガイドブック」は、施設における保育の自己評価を行う際にも活用されている。日々の保育の振り返りにおいて、何らかの課題や悩みが生じた際に、ガイドブックや事例集を参照し検討している。

個々の行為が適切かどうかはガイドブックに示された指標だけでは測りきれないが、共有の指標を持つことで、問題点の整理や検討が円滑に進み、職員間でのそうした話し合いを通して、各職員の保育に対する意識の向上につながっている。

2. 川崎市における、質の高い保育を支える支援体制

2.1. 各区に設置された保育総合支援担当

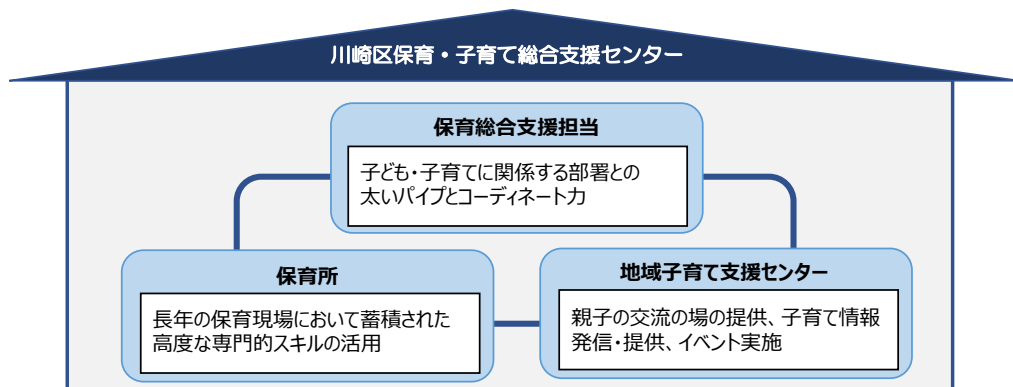
川崎市においては、かねてより公立保育所と民間保育所が交流を持ちつつ保育の質の向上に努めてきたが、2017年より、各区に、主に民間保育所の運営支援を行う保育総合支援担当を設置している。保育総合支援担当は、公立保育所での経験を有する専門職（保育士・看護師・栄養士）が、各施設と緊密な関係を築き、日々の保育に関する相談に乗ったり、施設と共に課題解決に向けた検討を行ったりしている。

また、地域の公立保育所と民間保育所が参加する研修会や意見交換会を開催するなどし、施設の垣根を超えた交流の円滑化や保育士のスキルの底上げなども支援している。

2.2. 保育・子育て総合支援センター

また、川崎市では、区ごとに「保育・子育て総合支援センター」の設置を進めている。「保育・子育て総合支援センター」は、公立保育所と地域子育て支援センター、区保育総合支援担当の3つの機能が同じ建物の中に入り、“保育”と“子育て”を総合的に支援していくものである。各機能は、これまでも地域における保育や子育ての支援に際し、必要に応じて連携して取り組んできたが、より緊密な関わりの中でそれぞれの強みを融合することにより、「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援」、「公・民保育所人材育成」の3つの支援機能の強化を目指している。（図13）

図13. 川崎市における、区保育・子育て総合支援センター



事例 4. 「西東京市保育の質のガイドライン」整備と 基幹型保育園の設置

東京都 西東京市

人口規模：207,190人；（推計人口、2021年1月1日）

1. 保育の質を向上するための意識の共有

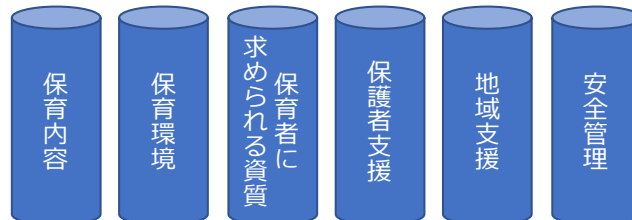
1.1. 「西東京市保育の質のガイドライン」

西東京市では、平成27年3月に策定された「子育て・子育てワイワイプラン」に基づき、子どもの育ちや子育てを支えるための様々な施策や事業に取り組んでいる。中でも、共働き世帯の増加や保護者の勤務形態の多様化等に伴う保育ニーズの急増により、喫緊の課題となっている待機児童への対策として、保育施設の整備を積極的に行ってきた。それにより、市内の保育施設数は、令和2年4月1日時点で75施設（分園を除く）まで増え、定員の適正化が図られてきたところである。一方、子どもが健やかに育ち、保護者が安心して預けられる環境を実現するためには、子育ての基盤の量的確保だけでなく、「量」と「質」の両面を整備していく必要がある。

保育施設が増え、実施主体や実施形態等が多様化する中で、どの施設の子どもも、等しく一人一人に配慮された環境のもとで育ち、かけがえのない乳幼児期を過ごすことができるようにするためには、保育に関わる全ての職員や、保護者、地域、行政等が共通理解を深め、相互に連携・協力していくことが不可欠である。

「西東京市保育の質ガイドライン」は、「西東京市子ども条例」の趣旨を踏まえ、西東京市が目指す保育を実現するため、「保育内容」、「保育環境」、「保育者に求められる資質」、「保護者支援」、「地域支援」、「安全管理」の6つの柱となる考え方を中心に、保育の質の向上を図るための一つの指標として取りまとめたものである（図14）。

図 14.西東京市が目指す保育を実現するための6つの柱



保育施設には、その場所、規模等により様々な特性があるが、各保育施設において、保育所保育指針等と併せて、職員一人一人が日々の保育の実践や振り返り等で活用するとともに、保護者、地域とも広く共有し、西東京市全体で保育についての理解を深めることで、西東京市全体での保育の質の維持・向上につながることを目的に策定された。

「西東京市保育の質ガイドライン」：

<https://www.city.nishitokyo.lg.jp/kosodate/hoikuen/hoikukayori/guideline.files/guideline.pdf>

➤ ガイドラインの周知

ガイドラインは、市内の全保育施設に配布され、日々の保育の実践や振り返りのほか、保育環境の構築及び検証、各種研修等にも広く活用されている。

また、保育者だけでなく保護者に対しても、地域子育て支援センターでガイドラインを配布するなど、その周知に努めている。保育の狙いや個々の保育士がどのような考え方に基づいて保育を行っているかといった事からについて、保護者と共通認識を持つことで、相互の信頼や理解が深まり、より良い協力体制の構築につながると考えられる。

1.2. 西東京市が目指す保育

各保育施設では、保育所保育指針等に基づきながら、各保育施設の独自の保育理念や特色を活かし、創意工夫して日々の保育を実践するが、西東京市では、それに加えて、次の3点を「西東京市が目指す保育」としている。

西東京市が目指す保育：

- (1) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利を守ります。
- (2) 子どもたちの『今』を大切にし、明日への期待を育みます。
- (3) 一人一人の違いを尊重し、その子らしい育ちを大切にします。

1.3. 子どもの視点からの「チェックリスト」

西東京市の保育園は、『子どもたちの最善の利益を考慮すること』を大切な目標として掲げ、「一人一人の子どもの心身の健やかな成長と発達が保障された生活の場であるためには、各保育施設及び保育者が、子どもの権利を理解し、子どもの最善の利益を考慮する視点を常に意識することが大切」だとしている。

その実現のために、6つの柱の一つ目である「保育内容」においては、一人ひとりの保育が「子どもを主体により良い形で実施されているか」を振り返ることで、保育の質の向上につなげるために、“子どもの視点から”のチェック項目をリスト化している。

◇ 子どもの視点から（「3歳児以上の保育」におけるチェック項目を一部抜粋）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">□ わたしは、やってみたい活動や遊びを、自分で選ぶことができます。□ わたしは、苦手な事にも挑戦していけるよう、環境が用意され、援助してもらえます。□ わたしは、友だちと遊びを工夫しながら、繰り広げていくことが楽しいです。□ わたしは、ひとりでじっくりと遊ぶことも楽しいです。□ わたしは、生活や遊びの中で、ルールがあることを知り、必要なルールを覚えます。□ わたしは、友だちと考え方が違ったり、やりたい事が違ったりする時があります。そうしたときは、そのことを伝えて、受けとめてもらえます。□ わたしは、友だちにも自分と違う気持ちややりたい事があることを知り、受け止めます。□ わたしは、生活の中でわたしができる役割を果たしていきながら、自信をつけていきます。「ありがとう」の言葉や気持ちを返してもらえると、とてもうれしいです。 |
|--|

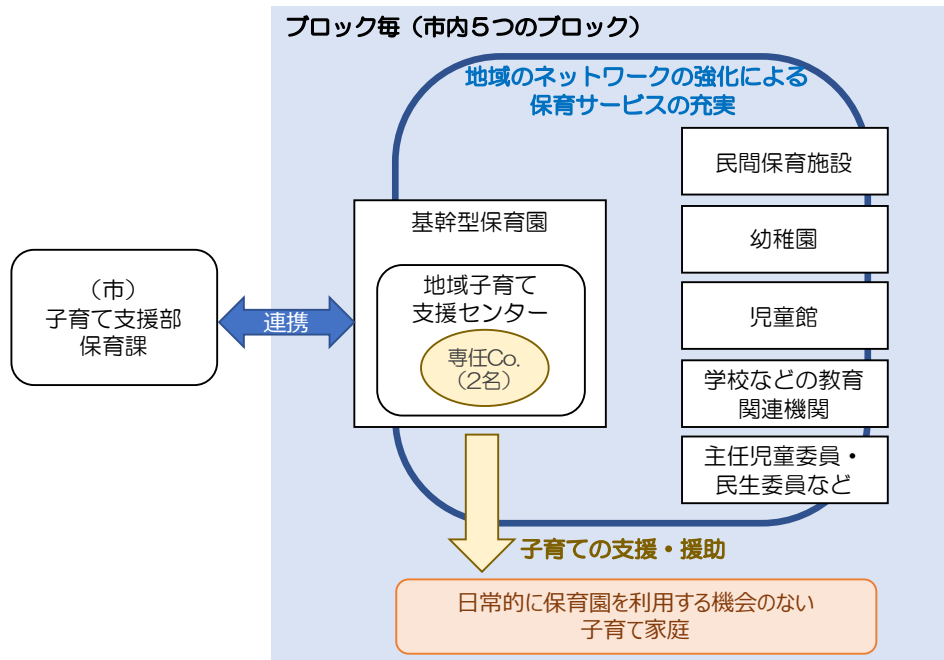
2. 基幹型保育園の設置による支援体制

2.1. 基幹型保育園の設置

西東京市では、地域のネットワークの強化によって保育園における保育サービスの充実を図るとともに、日常的に保育園を利用する機会のない子育て家庭に対して、保育園が蓄積している情報・知識・技術・人材を提供し、子育ての支援・援助を行うことを目指し、そのための行政の要として、5つの「基幹型保育園」を設置している。（図 15）

「基幹型保育園」は、市内を5ブロックに分け、各ブロック内の保育園1園に地域子育て支援センターを設け専任のコーディネーター（保育士）2人を配置する形で、平成 18 年から平成 23 年にかけて整備された。

図 15. 西東京市における「基幹型保育園」



2.2. 基幹型保育園の取り組みとその成果

▶ 地域のネットワークの構築

子育て支援コーディネーターと園長を中心に、民間保育施設（民営認可保育園、地域型保育事業所、認可外保育施設）、幼稚園、児童館、学校などの教育関連機関、主任児童委員、民生委員など子育てに関連する機関及び関係者とのネットワークを構築し、それぞれの特性を生かしながら、子育て家庭への支援の充実や児童虐待の早期発見・予防といった様々な問題に対して機能しやすい保育環境の整備・充実に取り組んでいる。ネットワークを構築したことによる成果として、以下のような取り組みがあげられる。

地域のネットワーク構築による成果

1. 保育施設間の連携による地域の子育て支援事業の実施

2. 小規模の民間保育施設への保育環境、研修機会等の提供

3. 健康課、子ども家庭支援センター、児童青少年課（児童館）、主任児童委員等と連携した事業の実施、交流

4. 基幹型ブロック会議（ブロック毎に公立保育園と民間保育施設が集まり、地域の乳幼児の子育て等について話し合う）の実施（年3回）

▶ ひろば事業（日常的に保育園を利用する機会のない子育て家庭も含めた、子育ての支援・援助）

子育て支援コーディネーター（各園2名の保育士）を中心に、看護師、栄養士、保育士、調理作業員が協力し、親子のつどいの場の提供、専門職による子育て相談及び子育て啓発事業（子育て支援講座等）の実施、子育てに関する情報の提供及び利用者同士の情報交換の場の提供等を行っている。事業の実施に当たっては、全体の事業計画及び目標の策定のほか、園ごとにも年間計画・目標の策定及び評価を実施しており、また定期的にコーディネーター会議や基幹型保育園の園長会を開催し、子育て家庭のニーズに合った事業の充実に努めている。

表 1. 園体制となった平成 23 年度以降の利用者数の推移（5園合計）

年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
利用者数	20,443	24,252	28,400	30,501	31,905
年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	令和元年	
利用者数	33,770	28,395	29,674	26,418	

事例 5. 「保育の質ガイドライン」の整備と 保育の質の向上を推進するための取り組み

東京都 八王子市

人口規模： 576,097 人（推計人口、2021 年 2 月 1 日）

1. より質の高い教育・保育を提供するためのガイドラインの策定

1.1. 八王子市立保育園（公設公営園）保育の質ガイドラインの位置づけ

八王子市では、平成 27 年（2015 年）に「みんなで育てる みんなが育つ はちおうじ」を基本理念とする、第 3 次八王子市子ども育成計画「ビジョンすくすく☆はちおうじ」を策定した。この計画の中で、「すべての子どもの乳幼児期における健やかな発達を保障するため、子どもへの関わり方や様々な体験を通じたより質の高い教育・保育を提供する本市独自の保育ガイドラインを策定すること」を掲げており、その一歩として、まずは公立施設の果たす役割や機能を強化し、本市の子ども子育て支援の充実に取り組んでいくこととし、平成 30 年 12 月に「八王子市立保育園（公設公営園）保育の質ガイドライン」（以下、「保育の質ガイドライン」という。）を策定した。

保育の質ガイドラインは、心の育ちを大切にする保育が重要であるという観点から、保育者が子どもの内面に目を向け、子どもに直接的に関わる際の保育者の援助方法や心持ちに焦点を当てている。

保育の質ガイドラインにおける「保育の質」とは、「養護と教育を一体として行う保育者と子どもとの関係性の中で、子ども自身が主体としていきいきと伸びやかに過ごしているかという心のありよう」と定義される。

1.2. 保育の質ガイドラインに含まれる、保育の質を向上するための内容

保育の質ガイドラインでは、八王子市の公立保育園の「保育の理念」を紹介するとともに、保育・食育などの保育現場における保育者の援助方法と心持ちについての方針を定めるとともに、保育者と子ども、保育者と保護者の間で交わされるやりとりをエピソードにまとめて紹介している。保育現場の実態に沿った内容を目指し、具体的なエピソードは、公立保育園の園長から広く収集した。

- 保育の理念 -

- 子どもを、単なる保護の対象としてではなく、子ども自身の権利を尊重し、保育の中で養護と教育を一体的に行うこと
- 子どもたちの心身の発達を保障するために、保護者との連携を図るとともに、地域の子ども・家庭をも含めた支援を推進していくこと

保育者の援助方法と心持ちについての方針及び具体的なエピソード
(保育の質ガイドラインより一部抜粋)

イ 自分を十分に発揮し、主体的に生活するために

- (ア) 保育者は、子どもが生活の主役であるという意識をもつこと。
- (イ) 保育者は、主語を「子ども」にして考えること。
- (ウ) 保育者は、乳児においても、その子の思いを汲み取ろうという意識をもつこと。
- (エ) 保育者は、子どもたちの課題意識を高めるような環境をつくること。
- (オ) 保育者は、知的好奇心を刺激するような環境をつくること。

《エピソード3》

- 一人ではできないような課題にも、「自分で」と主張をする2歳児につき合うときには、“一番手は子どもに渡すこと”が大切だとしている。例えば、ボタンを自分でやうると言い張る、子どもの気持ちを尊重するためには、本当にボタンを通すことができずとも、“子どもの気持ちがボタンの穴を通すまで待つこと”が大切である。そのうえで、そっと手を添え、さりげなく手伝い、「できた!」という達成感を、子どもが得られるよう援助したいものである。
- 「どうしたの」は、子どもの心に寄り添う素敵な言葉である。子どもの思いに気持ちを馳せるとき、保育者はこれまでの経験から“きっと〇〇だろう”と推測しがちである。しかし、子どもを主語にして物事を考えるために、まずは、「あなたの気持ちを教えてほしい」というメッセージを含め、子どもの気持ちを聞き入れることの重要性を忘れてはならない。

1.3. 保育の質ガイドラインの周知・活用

保育の質ガイドラインは、完成時、公立保育園職員全員に配布された。活用方法は各園に委ねているが、園内研修や職員会議等の場や、定期的に行われる保育士による保育の振り返りの場などで、広く活用されている。

現場からは、「(配慮すべき理念に加え、具体的なエピソードがあげられているため) こういう場合には、この理念に沿って考えればいいのか。」というように、理念を具体的な保育の場面に落とし込みやすいという声も上がっている。

1.4. 民間園も含めた、市内全施設を対象としたガイドラインの策定

現状の「保育の質ガイドライン」は、公立保育園のみを対象としているが、今後は八王子市幼児教育・保育センター(次項参照)の取り組みの一環として、市内全ての施設を対象としたガイドラインの策定を進める予定である。

2. 幼児期における教育・保育の質の向上を総合的に推進するための取り組み

2.1. 「八王子市幼児教育・保育センター」の設置

八王子市では、市内における保育園や幼稚園など、就学前児童が通う施設（200施設以上）に対し、幼児期における教育・保育の実践の質の向上を総合的に推進する専門的な指導・助言を行う体制を整備するため、「八王子市幼児教育・保育センター」を2021年2月15日に設置した（図16）。

今後、研修・支援・情報収集発信・連携といった取り組みを推進していく予定である（図17）。

図16. 八王子市幼児教育・保育センターの関わり

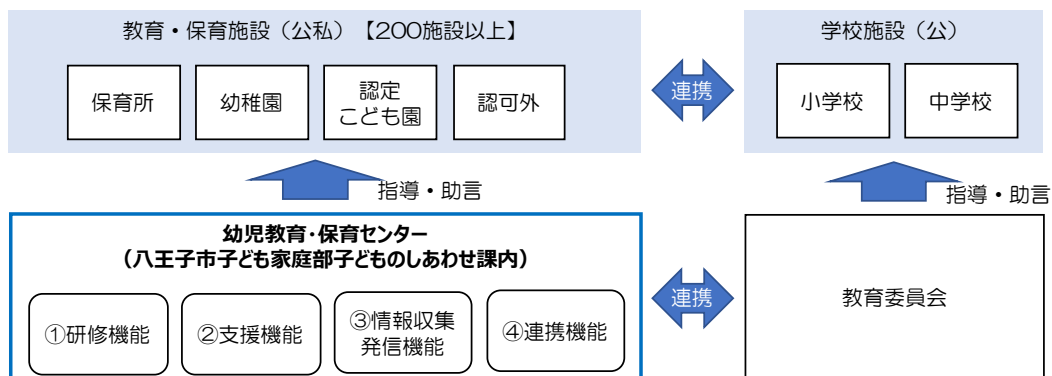


図17. 八王子市幼児教育・保育センターの4つの取り組み

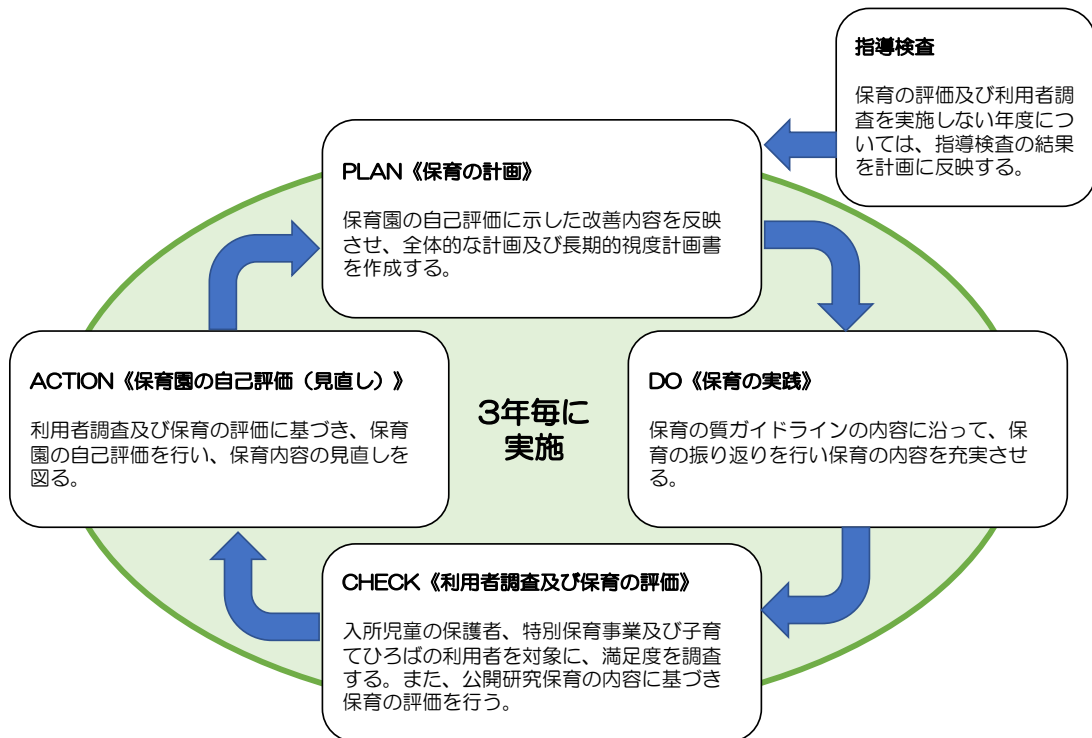
①研修機能	研修を一括管理し、職種・年代別・スキルなどを考慮した研修体系を整備
②支援機能	幼児教育・保育アドバイザー2名による幼児教育・保育の実践的巡回支援
③情報収集 発信機能	本市のすべての施設を対象とした「ガイドライン」の策定
④連携機能	認定こども園における教育内容等について教育委員会との連携強化

2.2. 保育内容の改善に向けた PDCA サイクルの活用

八王子市の公立保育園では、保育の質の向上を図るために、保育の評価及び利用者調査の結果を踏まえ保育園の自己評価を作成するとともに、その内容を各保育園の保育計画書に反映し実行するものとしている。

このプロセスは、PDCA サイクルを活用し、3年を周期に実施される（保育の評価及び利用者調査を実施しない年度については、指導検査の結果を反映し、各保育計画書の内容が検討される。）（図 18）。

図 18.保育内容の改善に向けた PDCA サイクル



また、保育園の自己評価については、八王子市のホームページ上に公開しており、保育園の運営や保育内容等を保護者や地域の住民に公表することで、より強い信頼関係の構築に努めている。

参考資料：

- 不適切な保育が生じる背景の整理（保育士の認識及び職場環境）（P7の図1を再掲）

【不適切な保育が生じる背景の整理（保育士の認識及び職場環境）】



本手引きの取りまとめにあたり、多くの方々にご支援いただきました。

本調査研究のために調査にご協力いただいた、
自治体のご担当者みなさまに心から感謝いたします。

また、有識者研究会委員及び関係者の皆様には、
研究会における活発な意見交換から、本報告書の執筆まで
多くのご指導をいただきました。心から感謝申し上げます。

ありがとうございました。

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「不適切な保育に関する対応について」
手引き（別添）

発行日 令和3年3月
編集・発行 株式会社キャンサーズキャン
〒141-0031 東京都品川区西五反田 1-3-8 五反田 PLACE 2F
株式会社キャンサーズキャン 介入研究事業本部 遠峰良美
Tel : 03-6420-3390 Fax : 03-6420-3394
Mail : tomine@cancerscan.jp

